

令和8年度はちのへ文化のまちづくり推進事業補助金 (次世代育成活動に対する支援) 募集要項

1. 事業の目的

本事業は、八戸市内の個人または市内に本拠を有する団体が実施する文化芸術活動を支援することにより、市内の文化芸術活動の活性化を図るほか、市民の文化芸術に親しむ環境づくりを進めることを目的とする。

2. 補助金額

- ・300,000円(1個人又は1団体につき上限100,000円)
- ・補助金額の算出は、補助対象経費又は100,000円のいずれか低い額とする。

3. 補助対象事業

市内で行う文化事業で、次世代を担う若手(概ね40歳未満)や子どもたちの育成を図り、地域文化の保存・継承、活用する取組で、補助要件を満たす事業(下表)

補助要件		
・次世代を担う若手(概ね40歳未満)や子どもたちの育成を図る事業であること。 ・地域文化の保存・継承、活用に資する取組であること。 ・3～5か年の事業計画が策定されていること。		
分野		対象活動
芸能	文学(短歌、俳句等)、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊等、後段、落語、詩吟、漫談、歌唱等	①子ども体験事業 ・子どもたちを対象とした、初めての楽器体験会やワークショップ、アウトリーチ等の開催。 ②若手、後継者育成事業 ・演劇の講習会や、演舞の技術指導等を申請団体所属の若手に向けて開催。 ③指導者育成事業 ・指導者育成を目的に申請団体所属の若手を対象に、プロの指導者を招聘して講習会や研修会等を開催。 ・申請団体所属の若手が、外部で行われる指導者育成講習会等への参加。
伝統芸能	雅楽、能楽、歌舞伎等	
生活文化	茶道、華道、書道等	
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術	
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能、民俗芸能、伝統工芸	

なお、次のいずれかに該当する事業については、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) この要領による補助金以外に、八戸市から補助金又は助成金の交付を受けているもの
- (5) 市民への公開を前提としないもの
- (6) 同一事業(市長が同一と認める事業を含む)について、過去3回はちのへ文化のまちづくり推進事業補助金の交付を受けた事業。(
- (7) 専ら出版物、電子的記録物及びインターネット等により発表・公開するもの
- (8) 団体・個人の恒常的な活動を目的とするもの

4. 補助対象経費

令和8年4月1日以降に実施した事業に係る経費のうち次に掲げる経費

- (1) 講師、出演者、専門的知識又は技術を有する者への謝礼(申請者及び申請団体の構成員に対するものは対象外)

- (2) 講師、出演者等の旅費、講習会等への参加に係る旅費（旅行内容が確認できるもの。）
- (3) 消耗品購入費、通信運搬費（郵送・運送料等。ただし、電話・インターネット・データ通信料等は対象外）、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費
- (4) 会場使用料
- (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの（視察旅費、交際費、食糧費、備品購入費、参加者各自に帰属するもの、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められる経費は除く。）
- (6) 対象事業に係る収入がある場合は、その金額を対象経費の合計額から差し引いた金額を対象経費の合計額とみなすものとする。

5. 応募資格

- (1) 市内に住所を有する個人または市内に本拠を有する団体であること。
- (2) 公益の利益に反する行為を行わない団体であること。
- (3) 政治団体、宗教団体又はこれらに類する団体でないこと。
- (4) 事業を完遂できると認められる者。
- (5) 直近3箇年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない者。（未成年者個人又は未成年者が代表を務める団体は除く。）

6. 募集期間

受付期間及び対象事業期間は以下のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年4月10日（金）から12月28日（月）まで
- (2) 対象事業期間 令和8年6月1日（月）から令和9年2月28日（日）まで

7. 応募に必要な書類

- (1) 交付申請書（第1号様式）
 - (2) 団体概要書（第2号様式）（団体の場合のみ）
 - (3) 事業計画書（第3号様式）
 - (4) 収支予算書（第4号様式）
 - (5) 構成員名簿（団体の場合のみ）
 - (6) 住民票（写し可）（団体の場合はその代表者のもの）
 - (7) 納税証明書（写し可）（団体の場合はその代表者のもの）
 - (8) 同意書（未成年者個人または未成年者が代表を務める団体が申請する場合）（第5号様式）
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- ※(6)(7)については、市が公簿により、市民であること及び市税に未納の額がないことを確認することについて申請者の同意を得た場合は、添付を省略できるものとする。

8. 選考方法

- (1) 補助金交付の可否は選考委員会を開催の上決定し、予算の範囲内で交付決定する。
- (2) 審査にあたっては必要に応じて、応募者に対しヒアリングを行うことがある。

【提出先・問い合わせ先】

八戸市 文化創造推進課 担当：中嶋

〒031-0031 八戸市大字番町10-4 八戸市美術館内

TEL：0178-43-9156 FAX：0178-38-0107

Mail：bunka@city.hachinohe.aomori.jp

受付時間：平日午前8時半から午後5時 土日・祝日を除く